

「長崎県総合計画(素案)」に対する パブリックコメントの募集結果について

「長崎県総合計画(素案)」についてパブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。
いただいたご意見に対する県の考え方を取りまとめましたので公表します。

1. 募集期間

令和7年9月16日(火)～令和7年10月6日(月)

2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3. 閲覧方法

- ・県ホームページに掲載
- ・県政策企画課、県政情報コーナー(県庁県民センター内)
- ・各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)

4. 意見の件数

41件(9名)

5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・素案に修正を加え、反映させたもの	4
B	・素案にすでに盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施・遂行の中で反映させていくもの	14
C	・今後検討していくもの	7
D	・反映することが困難なもの	13
E	・その他	3
計		41

6. 提出された意見の要旨及び県の考え方

目指すべき未来の姿

番号	区分	意見要旨	県の考え方
1	C	欧米では移民やエネルギー政策の失敗を背景に、反グローバル化への転換が進んでいる。グローバル化は治安悪化、社会保障費や行政コストの増加、国民の分断など深刻な問題を引き起こすことが明らかになつたため、こうした現実は、従来の「グローバル化推進」路線が時代や民意に合わなくなっていることを示している。	グローバル化の進展に伴う社会経済情勢の変化は、県民生活や地域経済にも影響を及ぼしていることから、県としても必要な施策を展開してまいります。
2	B	長崎県は耕作放棄地が多く残っている。地方の役割は第一次産業の発展であり、農地を最大限活用し、若者の就労機会を創出することが重要。企業誘致も必要だが、手厚い補償で人口流出を防ぐべきである。	耕作放棄地につきましては、事業群3-3-2-「収益向上を支える生産基盤の整備」のうち、「産地を支える農地等生産基盤の強化」の中で、耕作放棄地の解消に取り組むこととしております。 また、若い就農者への支援につきましては、事業群3-3-3-「次代を担う農業人材の確保・育成」のうち、「就農前後の負担軽減と所得確保のための支援」の中で取り組むこととしており、今後重点的に推進してまいります。

SDGs

番号	区分	意見要旨	県の考え方
3	D	SDGsを多用しているが、これは国連が定めたものであり、長崎県がここまで批准する意図に疑問を感じる。長崎県は長崎県らしく、地方自治の立ち位置を間違わないで欲しい。より県民のことを見て政策立案を行ってもらいたい。	SDGsの推進は、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むものであり、本県においても持続可能な地域社会の実現につながるものであることから、SDGsの理念を踏まえ各施策に取り組んでまいります。
4	E	ジェンダー平等は、極端な女性優遇とならないように留意する必要 SDGsの目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」は、あからさまな男性差別に思える。極端な男女平等は女性を危険にさらす恐れがある。	SDGsの推進は、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むものであり、本県においても持続可能な地域社会の実現につながるものと認識しております。また、SDGsの理念は、本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えております。 また、ジェンダー平等について、性別による不公平をなくすることを目標としているものであり、特定の性を優遇するものではありません。 社会には無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)をはじめとする固定的な性別役割分担意識が根強く存在しており、個人ではなく「性別」により生き方や働き方が決められてしまうことがあります。 「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」は、こうした社会的・文化的に作られた性別(ジェンダー)を問い合わせ、すべての人が性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会を目指すものとして国際的に共有されている目標であることから、素案の表現としました。

基本戦略1-1 こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する

番号	区分	意見要旨	県の考え方
5	D	AI翻訳の進化で外国語教育の重要性は低下している。若者が国際的に活躍するには、日本の歴史・文化・伝統を学び、アイデンティティを確立することが不可欠である。これにより世界と対等に渡り合える人材を育成すべきである。	日本の歴史や文化、伝統などを理解し、日本人としてのアイデンティティを育むことは大切なことです。一方、これからの中の国際社会を生きていくためには、多様な人々との関わりの中で、他者を理解し、自分の考えを自分の言葉で表現しながらコミュニケーションをとる力が不可欠になります。外国語をそのツールとして活用できるよう教育を推進していくことも重要であると考えております。

基本戦略1-2 希望が叶う「結婚・妊娠・出産・子育て」を切れ目なく支える

番号	区分	意見要旨	県の考え方
6	C	少子化の背景には若者の低収入による結婚・出産の経済的負担がある。対策として、子ども1人誕生ごとに18歳まで県民税を減額するなど、実質的な経済的メリットを与える施策が、出産促進と人口流出防止に効果的である。	子育てにかかる経済的負担の軽減については、県として18歳までのすべての子どもを対象とする市町と連携した医療費助成に取組んでいるほか、国において、児童手当の拡充(令和6年10月から)などがすでにされています。さらに国において手当すべきものとして、窓口負担なしで医療を受けられる新たな医療費助成制度の創設、学校給食費の無償化、幼児教育・保育の完全無償化等も要望を行っているところです。一方で、次期総合計画・総合戦略を策定するにあたり、昨年度県が実施した調査では、理想の子どもの数より実際にもつ予定の子どもの数が少ない理由として、経済的な負担のほか、年齢的な問題や育児の肉体的・精神的負担の大きさ、仕事への支障など多く挙げられていることから、多様な側面からの取組が必要であると考えており、計画において総合的に対策を講ずることとしています。

基本戦略2-1 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる

番号	区分	意見要旨	県の考え方
7	D	夜間運航可能なドクターへリの導入を求める。また、宇久島では島内で、または24時間いつでも緊急の手術が行えない状況であり、「二次救急医療体制が整備されている圏域の割合」の実績100%は誤っている。	ドクターへリの運航は、安全性を最優先に考えており、夜間運航については、計器飛行機器の整備、離着陸場所における照明の整備、騒音問題、24時間体制に伴う人員確保など、解決すべき課題が多いことから、全国でも事例がない状況です。夜間の救急搬送については、引き続き、自衛隊のご協力を得ながら対応してまいります。なお、「二次救急医療体制が整備されている圏域の割合」は、各医療圏における病院群輪番制病院や救急医療協力病院等の整備状況による実績としてありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

基本戦略2-2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる

番号	区分	意見要旨	県の考え方
8	C	多文化共生や技能実習、留学は事実上の移民政策であり、人数増加は文化摩擦や不法滞在、治安悪化を招く。人手不足の一方で働き方改革や103万円の壁が日本人の就労を制限している。無人交通や介護ロボの普及を進めるべきであり、移民依存は疑問である。	不法滞在・不法就労等の違法行為等に対しては、当然、厳正に対処されるべきものであります。他方、ルールを守る外国人住民が地域社会と関わりを持ちながら生活できるようにすることは、孤立や分断を防ぎ、安全・安心な地域社会を維持するために欠かせないと考えております。そのため、県では、地域日本語教室等の多文化共生推進拠点の展開や相談窓口の設置・運営等に取り組んでまいります。

基本戦略2-3 安心して生活できる環境づくりを推進する

番号	区分	意見要旨	県の考え方
9	C	宇久島では生ごみや産業廃棄物を島外に輸送・処理しており、輸送や焼却に無駄なエネルギーと高コストが発生している。島内で堆肥化や資源再利用を進め、簡易産廃処理場を設置することで、コスト削減を図るなど、島内のゴミは島内で完結するような仕組みの構築が必要である。	生ごみにつきましては、県全域での排出量削減のため、佐世保市を含む県内7市町において水切りを行ってから排出していただく取組を行っております。離島におけるごみ処理については、リサイクル業者の数が限られていることから、島内で処理を完結することが難しいと考えております。また、産業廃棄物の処理にかかるコストが高額である点につきましても、重要な課題として認識しております。いただいた意見につきましては、今後、佐世保市及び関係業界団体と共有し、離島を有する本県の共通課題として検討していきます。
10	B	宇久島メガソーラー事業及び宇久島風力発電事業について、島民の生活環境保護、災害対策等に対するリスクコミュニケーションを実施すべきである。	県としては、環境にやさしく、地球温暖化(気候変動)影響にも適応した生活や事業活動が営まれた脱炭素型の社会の構築を目指しております。なお、両事業につきましては、事業者が環境アセスメントまたはこれに準じる自主的な調査を行い、地元住民等への説明が行われたと理解しております。
11	D	諫早湾干拓調整池の環境保全は開門調査なしでは確認できず、有明海全体に深刻な環境破壊をもたらし、他県の水産業にも影響している。早急に開門調査を実施し、計画の見直しを行うべきである。	本施策では閉鎖性水域となっている現状の諫早湾干拓調整池のことを指しております。排水門は国の施設であるとともに、開門については、請求異議訴訟の最高裁決定により、司法判断が「非開門」で統一されております。
12	D	太陽光や海洋風力は安定供給が難しく、森林破壊や有害パネル設置はCO ₂ 削減に逆行している。EVも普及せず、ドイツでさえ原発電力を輸入する現状、「島の創生プロジェクト」を掲げながら宇久島で大規模ソーラーを許すのは矛盾している。	県としては、環境にやさしく、地球温暖化(気候変動)影響にも適応した生活や事業活動が営まれた脱炭素型の社会の構築を目指しております。なお、宇久メガソーラーの事業は、民間主導で開始され取り組まれているものであり、県としては、各種開発許可の許可権者として審査等を実施しているところです。なお、「ながさきしまの創生プロジェクト」については、離島特有のポテンシャルを活かし、定住・関係・交流人口の更なる拡大と地域産業の活性化を目指す県の取組を位置付けるものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
13	D	カーボンニュートラルの推進は疑問視されており、日本がCO ₂ 排出ゼロを達成しても気温抑制効果はわずか0.006℃と試算される。再エネへの過剰な税金投入や森林伐採によるメガソーラー設置は環境破壊を招き、国民の望む方向性とは言えない。	地球温暖化対策のために温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すことは世界的な潮流であり、国においては2050年のカーボンニュートラルに向けて様々な取組を進めているところです。県としては、環境にやさしく、地球温暖化(気候変動)影響にも適応した生活や事業活動が営まれた脱炭素型の社会の構築を目指しております。

基本戦略3-3 魅力ある持続的な農林水産業を育てる

番号	区分	意見要旨	県の考え方
14	E	水産業振興には水産資源調整、貧栄養化対策、水環境保全の取組が必要である。	水産資源の管理については、事業群3-3-1-「水産資源の維持・増大のための適切な資源管理の推進と漁場づくり」に盛り込んでおります。 このほか、いただきましたご意見については今後の参考とさせて頂きます。
15	B	離島地域の水産業振興には荷捌き所が必要である。	水産業の振興を図る上で、生産・流通拠点となる漁港等の機能強化が重要であると考えてあり、次期計画において、事業群3-3-1-「水産業の生産・流通の拠点となる漁港等の整備」に取組の方向性を位置づけております。 今回頂いたご意見を参考にさせていただき、今後の事業推進に努めてまいります。

基本戦略4-2 国内外とのネットワークを拡大する

番号	区分	意見要旨	県の考え方
16	B	核兵器廃絶の取組は理想論だけでなく、現実の国際情勢を踏まえた取組が必要である。	核軍縮の動きが停滞する中、ロシアによるウクライナ侵攻などにより、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されております。 このため、県では、気候変動などの問題と同じように国を動かす市民社会の動きを作り出すことが重要であると考えており、「核兵器廃絶」を国連の次期開発目標の項目の1つとして位置付ける取組を広島県と連携して取り組んでまいります。
17	D	核兵器を無力化する技術開発推進を訴える必要がある。	県としましても、核兵器の使用は絶対に許してはいけないと考えております。そのために、核なき世界の実現に向けて、原爆の悲惨さや非人道性を被爆地から世界に向けてこれまで以上に発信するとともに、世界中の人々が核兵器の問題を自分事として考える契機とするため、SDGsの次の国連目標に核兵器廃絶が位置付けられるよう国際社会や市民社会への働きかけを推進します。

基本戦略5-1 災害に強い県土をつくる

番号	区分	意見要旨	県の考え方
18	D	石木ダム建設計画を見直すべきである。	石木ダム建設事業は、川棚川の洪水対策と佐世保市の水源確保を目的として進めており、地域にお住まいの皆さまの安全・安心の確保は行政の責務であると考えております。そのため、早期完成に向けて事業を推進しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
19	D	近年の異常気象や豪雨災害を踏まえ、特に「放水操作・避難対応・情報伝達」に関する具体的な制度や指針の明確化が必要がある。 特に以下の明文化を強く要望する。 1.ダム放流操作の透明性と責任体制の明確化	ゲート有りダムにおける緊急放流の判断は、水位や流入量だけでなく、気象状況による雨量予測など多くの要素を総合的に考慮して行われます。そのため、具体的な数値基準をあらかじめ設定することは困難です。また、放流を開始する場合には事前にサイレンなどにより周知することとしてあります。なお、各ダムにおける水位・流入量・放流量については、県のホームページで随時公開しておりますので、ご確認いただけます。
20	C	近年の異常気象や豪雨災害を踏まえ、特に「放水操作・避難対応・情報伝達」に関する具体的な制度や指針の明確化が必要がある。 特に以下の明文化を強く要望する。 2.避難情報の強化・住民の態勢整備	県では、ダムの下流河川において、想定し得る最大規模の降雨が発生した場合の浸水区域を予測した「浸水想定区域図」を作成、公表し、市町がハザードマップの作成や避難情報の発信に活用できるようしています。今回いただいた避難情報の強化などのご意見については、今後の取組の中で参考とさせていただきます。
21	D	近年の異常気象や豪雨災害を踏まえ、特に「放水操作・避難対応・情報伝達」に関する具体的な制度や指針の明確化が必要がある。 特に以下の明文化を強く要望する。 3.気象・流域予測体制の強化	県では、気象庁の気象予測などの情報をもとに防災対応や情報提供を行っており、県独自で異常降水の早期予測力を高めるための投資を行う予定はありません。
22	C	近年の異常気象や豪雨災害を踏まえ、特に「放水操作・避難対応・情報伝達」に関する具体的な制度や指針の明確化が必要がある。 特に以下の明文化を強く要望する 4.制度的なレビューと責任追及の枠組み	2018年の西日本豪雨における各ダムの放流判断などについて、国において検証結果が取りまとめられていますので、その結果を今後の取組の中で参考とさせていただきます。

基本戦略5-2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる

番号	区分	意見要旨	県の考え方
23	B	新たな道路や下水道の建設を禁止し、コンパクトな街づくりを推進すべき。僻地や高所の住民を平地へ移住させ、上下水道などの負担を公平化する政策が必要である。	事業群5-2-1-「都市機能や居住地の適正化による持続可能な市街地の形成」の中で、市町の施策と連携して、中心拠点や生活拠点への医療・福祉・商業などの都市機能を集約し、持続可能な市街地の形成を推進してまいります。なお、インフラ整備に関しましては、人口減少等地域の実情に合わせた必要な取組を実施してまいります。
24	B	道路整備偏重で僻地に住宅が点在し、鉄道やリニアを活用した開発が進まなかったことは政策の失敗である。現状はバス依存で利便性が低く、鉄道やリニア駅を中心とした都市発展を目指すべきである。	事業群5-2-1-「都市機能や居住地の適正化による持続可能な市街地の形成」の中で、市町の施策と連携して、市町の中心拠点や鉄道・バスなどの公共交通の利便性の高い生活拠点へ医療・福祉・商業などの都市機能を集約し、持続可能な市街地の形成を推進してまいります。
25	B	特定有人国境離島地域住民の航路・航空路運賃の低廉化について、離島移住者による新規雇用者数増も重要。地域住民以外(観光客・帰省者)への航路・航空路運賃の低廉化にも対応できないか。	地域住民以外の航路・航空路運賃の低廉化の対象者については、現在の制度上、準住民(住民が扶養している大学生や、介護のために来訪する親族など)に限られています。この準住民の対象者の拡大には、国の支援が不可欠であるため、県では、これまで国への要望を行っているところであり、今後も要望していくこととしております。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
26	B	・特定有人国境離島地域住民の航路・航空路運賃の低廉化 ・農林水産品等の輸送コストへの支援とあるが、運賃の低廉化は不十分。元の運賃の値上げにより、島民の負担は変わっていない。また、商工業関連の輸送コストは事業者自身にかかるており、結果的に利用者の価格に転嫁されている。農林水産物だけではなく商工業の輸入コストにも目を向けるべきである。	航路・航空路運賃の低廉化の対象者の拡大については、国の支援が不可欠であるため、今後も国への要望を行っていくこととしております。また、輸送コスト支援については、有人国境離島法に基づく農水産品の支援に加え、離島振興法に基づき市町の戦略産品を対象にした国の支援が行われております。
27	B	「地域別の取組」や「ながさきしまの創生プロジェクト」においても「島内公共交通の維持・確保」に関する具体的な方向性や取組を追記する必要がある。	地域公共交通の維持・確保に関しては、県全体的な課題であり、離島地域だけが取り組むことではないため、離島地域に限定せず、施策5-2-3「地域を支える公共交通の維持・確保」に盛り込んでおります。
28	B	離島地域の「地域別の取組」に「自動運転やAIオンデマンド交通など、新技術を活用した島内モビリティサービスの導入を重点的に促進する」を追加する必要がある。	自動運転等の新技術を活用した新たなモビリティサービスの導入促進につきましては、離島地域だけではなく、県全体として取り組んでいくものであると考え、県全体の施策として5-2-3「地域を支える公共交通の維持・確保」に記載をしております。
29	B	離島の雇用創出はフルタイム雇用だけでは不十分であり、自然や一次産業と結びついた「半農半X」やマルチワークなど多様な働き方の支援が必要である。離島ならではの柔軟な働き方を県施策として位置づけ、積極的に推進すべきである。	離島地域などで、多様な働き方を促進する取組については、事業群5-2-2-1における「特定地域づくり事業推進法を活用した地域の担い手の確保」に盛り込んでおり、本県では、離島市町などの過疎地域において、この法律に基づく事業協同組合が設立され、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出する取組が行われております。また、雇用機会拡充事業では、フルタイムに限らず、パート・アルバイトについても新たな雇用の場が創出されており、今後もこの事業などを通じ、離島の特性に応じた多様な働き方を希望する方の雇用の場の創出にも取り組んでまいります。
30	B	人口減少対策として「空き家活用」施策に力を入れる必要がある。 DIY型住宅支援や創業支援、観光・文化発信拠点化を進め、斜面地などの立地特性を逆手に取るモデルを構築のうえ、大学連携で持続性を高め、県が制度設計と市町村支援を担うことでUターン促進と地域再生を実現するなど、空き家を「暮らし・仕事・地域魅力」を統合する拠点として活用する戦略を提案したい。	ご意見がありました「空き家活用」につきましては、事業群5-2-1-「民間の創意工夫を活かした市街地整備」中の「空き家等を管理・活用する取組への支援」に位置づけられると考えております。 空き家問題は県としても重要な課題であると認識しており、県は空き家問題に取り組む市町への制度設計支援、財政的バックアップ等を行っております。また、各種会議、協議会等において関係部局との連携や、県内市町への先進的な取組事例の紹介など、情報提供しております。 空き家は、「空間資源」であるというご意見は、今後の施策を進めるうえで有意義なご指摘であり、今後の取組に活かしてまいります。

テーマ別の取組

番号	区分	意見要旨	県の考え方
31	B	「ながさき しまの創生プロジェクト」について、離島住民として、プロジェクトの理念と3つの柱(産業活性化、人材育成、不利条件の克服)に強く賛同する。	テーマ別の取組の一つとして、「ながさき しまの創生プロジェクト」を掲げ、分野横断的な施策を部局間で連携して推進することとしております。このプロジェクトを通じて、本県離島地域の定住・関係・交流人口の更なる拡大と地域産業の活性化を図りながら、プロジェクトのめざす姿の実現に取り組んでまいります。

地域別の取組

番号	区分	意見要旨	県の考え方
32	B	島原天草長島連絡道路の実現に向けた国への働きかけが必要である。	島原天草長島連絡道路については、地域別の取組(島原半島地域)「めざす姿2-取組の方向性」に盛り込んでおり、毎年国への要望活動を行っているところです。今後も本構想の実現に向け、熊本、鹿児島両県と連携して、調査の再開や事業の具体化について、引き続き国に対し強く働きかけてまいります。
33	E	IRの目玉としていたカジノは撤退し、ハウステンボス自体も外資系企業に売却されました。なぜ長崎県は官民一体となって何かを行おうとするのか。県民の利益にならない。	県政運営を行うにあたっては、地域課題が複雑・多様化する中、県民、地域、各種団体、大学、企業、市町等の多様な主体の視点や発想を取り入れ、連携・協働を図ることが、施策の実効性や効果を高めるために必要であると考えておる、ひいては県民の皆様の利益に繋がるものと認識しております。こうした視点から、ご指摘の民間事業者との連携に取り組んでいるものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。
34	D	宇久島の「Ukuサイエンスパーク」は自然や地域資源を活かす離島留学制度を掲げながら、一方でメガソーラーや大規模風力発電で環境破壊を進められており、両者は相反する目標である。この矛盾を解消し、離島らしい政策へ見直すべきだ。	宇久高校の「Ukuサイエンスパーク」では、宇久島の豊かな自然とDXなどの最先端技術を組み合わせた新たな学びを実施するものです。なお、宇久メガソーラーの事業は、民間主導で開始され取り組まれているものであり、県としては、各種開発許可の許可権者として審査等を実施しているところです。
35	D	石木ダム事業は見直すべき愚策である。	石木ダム建設事業は、川棚川の洪水対策と佐世保市の水源確保を目的として進めており、地域にお住まいの皆さまの安全・安心の確保は行政の責務であると考えています。そのため、早期完成に向けて事業を推進しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
36	A	「地域別の取組(壱岐地域)」の「(1)地域の特性」について下線部分の追加記載をお願いしたい。 ~約700年の長い年月、神職のみによって受け継がれてきた「壱岐神楽」、歴史の見える化として取り組んだ「原の辻遺跡の復元」や「原の辻ガイダンス」・「一支国博物館」など、国内外に誇る唯一無二の魅力ある観光資源に恵まれています。	ご提案内容を踏まえ、めざす姿1-取組の方向性の特徴的な取組の例に追記しました。

番号	区分	意見要旨	県の考え方
37	A	<p>「地域別の取組(壱岐地域)」の「(2)地域のめざす姿と取組の方向性」について下線部分の追加記載をお願いしたい。</p> <p>「神々の島」や「祈りの島」として、パワースポット巡りを観光資源として推進 「原の辻遺跡復元・古墳群」等「一支国博物館」等を通じて貴重な歴史の見える化を推進</p> <p>取組の方向性 …追加提案 「日本国をかたち創った“東アジア文化圏交流や稻作発祥の地”として原の辻遺跡等の歴史と文化」や、「日本人の精神をかたち創った“古神道発祥の地”としての神社文化」等、「古代からのかけはし歴史文化都市」として奈良・京都等古都に倣う、観光資源化の再構築をめざします。</p>	<p>ご提案内容を踏まえ、「めざす姿1-取組の方向性」の特徴的な取組の例に追記しました。</p> <p>取組の方向性 のご提案について、神社や壱岐神楽も重要な観光資源であると認識しており、取組の方向性の中で「体験価値や地域資源の魅力を高める取組」として記載しました。</p>
38	A	<p>「地域別の取組(壱岐地域)」の「(1)地域の特性」の記載内容を以下のような記述に修正してもらいたい。</p> <p>「本地域は、島内最高峰の岳ノ辻をはじめ、奇岩や白砂青松の砂浜など変化に富んだ海岸線が壱岐対馬国定公園に指定されています。特に辰ノ島周辺海域は海域公園地区として保全され、優れた海中景観を形成しています。また、黒崎地域では世界的にも最高緯度に位置するサンゴ礁地形が確認されており、壱岐の海洋生態系の特徴を示しています」</p>	<p>ご提案内容を踏まえ、「地域の特性」の記載を修正しました。</p> <p>なお、環境省生物多様性センター調査では、壱岐はサンゴ礁地形ではなく、「サンゴ群集域」として調査されていること、加えて直近2024年度調査においては千葉館山湾が北緯34.97度(壱岐周辺は33.75度)とされているため、黒崎地区を「代表的な高緯度サンゴ群集域の一つ」として記載内容を修正します。</p> <p>(参考: 2024年度 モニタリングサイト1000 サンゴ礁調査報告書)</p>
39	A	<p>「地域別の取組(壱岐地域)」の「(1)地域の特性」の記載内容を以下のような記述に修正してもらいたい。</p> <p>「観光客延数はコロナ禍により減少していましたが、令和5年(2023年)の約35万人とコロナ禍前の令和元年(2019年)の約9割の水準まで回復してきています。一方で、全国的には宿泊旅行の延べ人数や観光消費額はすでに2019年水準を上回っており、本地域における回復の波及効果をさらに高めていく必要があります。このため、今後は観光客数の回復に加え、観光消費単価の向上や滞在時間の延伸など『質の回復・拡充』に重点を置いた施策展開が求められます。」</p>	<p>ご提案内容を踏まえ、「地域の特性」及び「めざす姿1-取組の方向性」の記載を修正しました。</p>

計画推進のために

番号	区分	意見要旨	県の考え方
40	D	少子高齢化社会、人口減が確実されている現状を踏まえて、財政健全となる総合計画とならなければなりません。財政を使用して行う場合には、それはお金を生むかどうかを前提とした計画であるべき。後に赤字が続く事業は今後やらないといった観点が必要である。	ご指摘の通り、限られた財源を有効活用するため、事業の実施にあたっては費用対効果や将来的な財政負担を十分に検討する必要があります。一方で、自治体が担う事業の多くは公益性という目的を持っており、直接的な収益を生むものではありませんが、地域の持続可能性や住民の生活の質を支える重要な役割を果たしております。 P205「1 挑戦と持続を両立する行財政運営」に記載のとおり、引き続き、施策の重点化による歳出の見直しと歳入確保に加え、業務プロセスの改善等を通して、将来にわたって質の高い行政サービスを安定的に提供できるよう努めてまいります。

その他

番号	区分	意見要旨	県の考え方
41	C	パブリックコメントの実施にあたり、意見の募集期間を十分に取り、丁寧な周知を行い、県内の各公共施設を利用し閲覧や投稿が行えるように改善すべきである。	パブリックコメントにおける資料の閲覧については、県庁及び各振興局に備え置くほか県HPに掲載のうえ、意見の提出は郵送、FAX、電子申請システムにおいて受け付けております。 また、新聞、ラジオ、全世帯広報誌でパブリックコメントの実施を周知いたしました。 限られた行政資源の中でより多くの県民の方々に周知が行き届くよう、効果的な周知・広報を検討してまいります。